

マイクロジェット株式会社
令和6年度
安全報告書



本安全報告書は、航空法第 111 条の 6 及び同法に基づいて航空法施行規則第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 に基づいて作成したものです。

1 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

1-1 基本的な方針

会社は、安全の確保を最優先事項とし、安全は全ての役職員の第一の責務であり会社の基盤です。安全を会社の業績より優先し、ささいなことでも報告しあい、改善していく企業文化を醸成することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

2 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

2-1-1 全体及び安全確保に関する組織の組織図（令和6年12月31日現在）

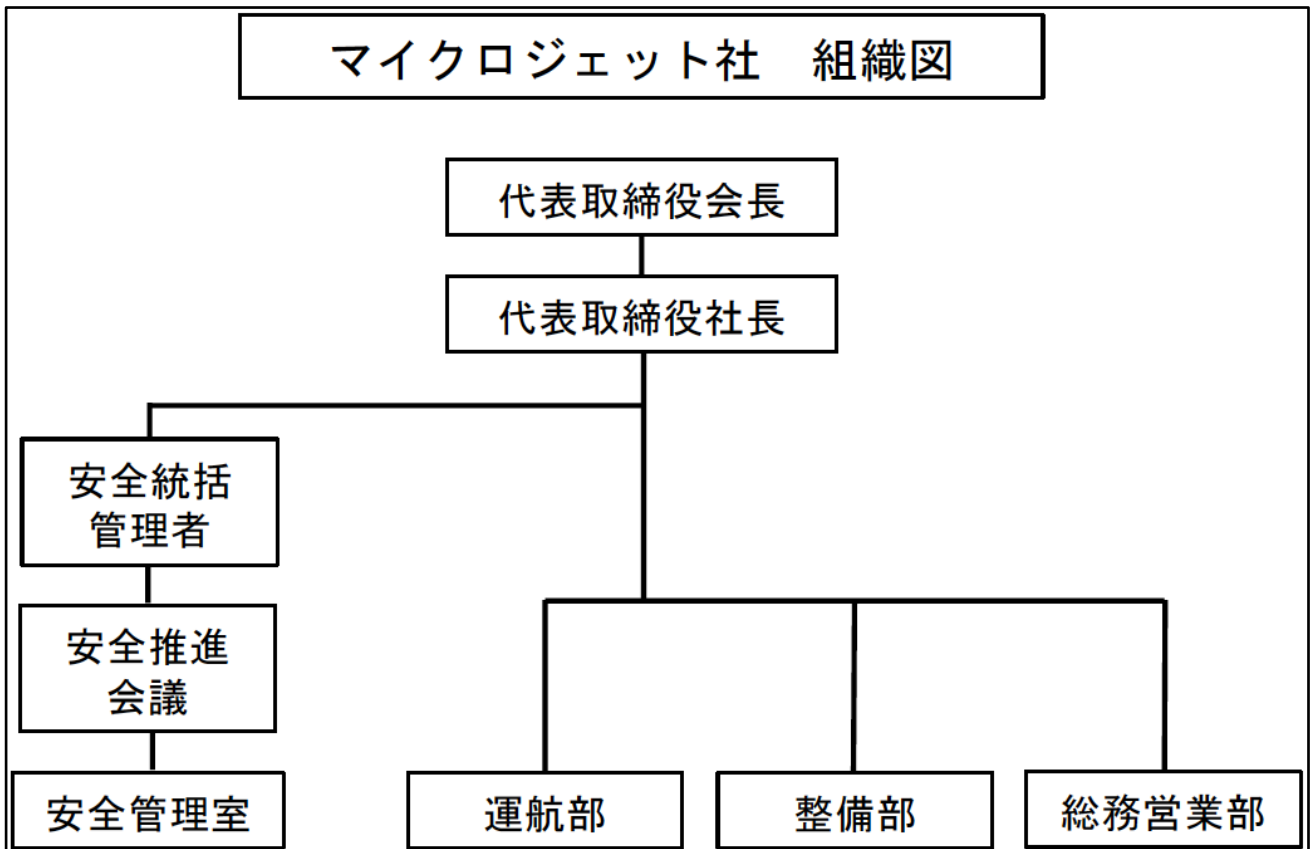


図1 マイクロジェット株式会社 組織図

2-1-2 代表取締役会長による輸送の安全の確保に係る責務
運航の安全に関する最終責任を有します。

2-1-3 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
安全管理の取り組みを統括的に管理する責任を有します。

2-1-4 安全統括管理者の選任の方法に関する事項
会社は、航空法第103条の2及び施行規則第212条の5の定めにより、必要な要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任します。なお、必要な要件を満たしていない者を選任する場合には、その者が同等以上の能力があることを示し、国土交通大臣の承認を得ます。

2-1-5 各組織の機能と役割の概要

① 代表取締役会長

会社の安全に対する基本的な方針を明示し、社内全体に浸透させます。

安全管理システムが、引き続き適切で、妥当性があり、かつ有効であることを安全推進会議において確認します。必要に応じて安全統括管理者及び各組織長に改善の指示をします。

安全統括管理者の意見を尊重して安全施策・安全投資に係る最終判断を行います。

安全の推進に必要な経営資源の確保と適切な配分を行います。

② 代表取締役社長

代表取締役会長を補佐し、会社全般にわたる活動を管理及び実行します。

③ 安全統括管理者

経営の立場から安全管理システムの継続的改善を推進し、安全の監視を行います。必要に応じて安全投資、安全施策及び関連組織長への安全に関する助言、指示を行います。

代表取締役会長及び代表取締役社長が改善を指示した組織から、取組結果の報告を求め、取り組みの妥当性を確認するとともに代表取締役会長に報告します。

社内でのアルコール教育やアルコール検査等飲酒対策を統括管理します。

④ 安全管理室

安全推進会議の運営及び実施を行い、安全推進会議の議長の補佐を行います。

⑤ 各部門の職員

マイクロジェット社における安全管理システムの実施主体として、各組織長の主導のもと、日々安全性の向上と業務の改善へ取り組みます。

⑥ 安全推進会議

安全に係るリスクの管理の体系的な実施のために中核的な役割を果たす安全推進会議を設置し、各部門から独立した上位の会議体として位置付け、定期的を開催します。

2-1-6 各組織における人員数（令和6年12月31日現在）

① 運航部 11名（うち航空機乗組員 10名、運航管理担当者 8名）

② 整備部 5名（うち整備従事者 5名、有資格整備士 2名）

③ 総務営業部 2名

④ 安全管理室 2名

2-2 日常運航の支援体制

① 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領」（空航第 58 号）、「整備規程審査要領」（空航第 73 号）及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（空機航第 68 号及び空機航第 69 号）」に基づいて作成した「運航規程」及び「整備規程」に定めています。※上記の通達につきましては、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

② 日常運航における問題点の把握と共有、現場へのフィードバックの体制

ヒヤリハット報告制度、業務の改善に関する情報を収集する制度を導入し、各部の開催する会議の議題とすることで、日常の問題点の把握と共有をしています。それぞれの情報は各部内で共有し、現場へのフィードバックを行っています。

③ 安全に関する社内啓発活動等の取組み

- ・安全訓話、安全推進会議の実施
- ・安全教育の実施
- ・安全に関する情報の確実な伝達と周知徹底

2-3 使用している航空機に関する情報（令和 6 年 12 月 31 日現在）

機種	機数	座席数	運送事業開始時期	年間飛行時間	機齢
セスナ式 510 型	1	4	2023 年 10 月 10 日	274 時間	12 年

2-3-1 救急用具の装備状況

規則第 150 条に基づき、旅客の安全を確保するため救急箱、防水携帯灯、救命胴衣及び航空機用救命無線機を装備しています。

3 法第百十一条の四の規定による報告に関する事項

法第 111 条の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故・重大インシデント及びその他安全上のトラブル）の発生状況

3-1 航空事故

発生しておりません。

3-2 重大インシデント

発生しておりません。

3-3 報告事案

以下の1件を報告しました。

① 整備規程に定める Wheel Inspection の整備間隔超過した件

整備間隔を確認していたところ、ランディングギアホイールの整備間隔が超過している可能性があることが発覚しました。当初、メーカーからの指示では、当該整備処置を行った後、運航を再開してよいと指示を受けました。しかし、弊社では今回の事態を重く受け止め、当該部品を新品に交換し、メーカーからの承認を得た後、運航を再開いたしました。

4 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

4-1 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他文書による行政処分又は行政指導に対する措置 処分及び行政指導はありませんでした。

4-2 情報の伝達及び共有に関する事項の概要

会社は、事業遂行の過程で発生した様々な情報（以下「安全情報」という。）を非懲罰環境下で収集・共有し、それらの情報の中から安全に関する情報を抽出します。収集した情報は、運航部会議又は整備部会議にて技術的分析、措置の判断を行います。当該情報は安全推進会議を通じ他の組織とも共有し、措置の判断の妥当性についての検討を行います。運航規程及び整備規程に規定されている安全情報の伝達に係る体制やシステムと連携して、これら安全情報を適切に運用します。

4-3 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要

会社は、事故、災害等が発生した場合、運航規程及び社内規程に従い対応します。また、緊急時に使用する連絡網を定期的に点検しており、速やかに関係各所と連絡できる体制を維持しております。会社は、年に一度、事故や災害等の発生に備え演習を行います。

4-4 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要

安全統括管理者は、業務が定められた基準・手順にしたがって実施され、機能しているかどうかを点検するために、内部監査を実施します。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合等には、緊急に内部監査を実施します。

安全統括管理者は、内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、代表取締役会長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討します。

4-5 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要

会社は、記録を法令や規程に定められた事項を実施したことが明確に理解できる形で作成します。また、記録を適切な方法で識別し、必要な時に閲覧できるよう検索を容易にして管理します。

4-6 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要

各部門から独立した安全推進会議において、安全情報を共有し現場の安全管理システムの状況を把握するとともに、部門間の十分な意思疎通を確保します。また、安全管理システムの最高意思決定機関として、会社施策の的確性、投資の妥当性について審議します。さらに、安全管理システムが有効に機能しているかどうかの評価を定期的に行い、改善措置を講じます。

4-7 上記以外の安全性向上のために講じた措置

令和6年より航空機メーカー Textron Aviation の「ProParts」と航空機エンジンメーカー Pratt & Whitney Canada の「ESP」に加入し、整備体制を強化しております。

これにより、さらなる安全性の向上を図るとともに、より高品質なサービスを提供してまいります。

4-8 安全性を確保するために講じた措置

① 令和6年度の安全指標・安全目標値の達成状況

全社員一丸となって、安全を最優先に考え努力してきました。今後も努力を継続し安全性の向上を目標として安全を確保してまいります。令和6年度の安全実績及び取り組みの状況は次の通りです。全ての安全目標を達成しました。

安全指標	安全目標値	実績値
・航空事故発生件数	0件	0件
・重大インシデントの発生件数	0件	0件
・安全推進会議の開催回数	6件	6件

4-9 安全性を確保するために講じようとする措置

① 令和7年度の安全指標・安全目標値

翌年度も安全を第一に活動していくために以下のように目標を設定し、全社を挙げて達成に向けて努力してまいります。

安全指標	安全目標値
・航空事故発生件数	0件
・重大インシデントの発生件数	0件
・安全推進会議の開催回数	6件

以上

令和6年度 安全報告書
マイクロジェット株式会社 安全管理室